
刈谷市歴史博物館

研究紀要

第2号 令和3年度

[論文]

富士松村の成立と学校統廃合 …………… 井筒 康人 1

[資料紹介]

刈谷市内に所在する重原藩（旧福島藩）藩主板倉重矩関係資料について

附「女御御入内御覚書之留」翻刻 …………… 長澤 慎二 10

中島家文書所収 畠山氏関係および中近世移行期史料

…………… 山下 智也 22

[研究ノート]

浮世絵における池鯉鮒宿の描かれ方について

—東海道物を中心に— …………… 永井優香子 34

刈谷市中条遺跡採集とされる石器について …………… 野村 啓輔 52

富士松村の成立と学校統廃合

井筒 康人

はじめに

明治三十九年（一九〇六）五月、刈谷町・依佐美村・富士松村が成立した。^①同年十二月三十一日に一町二村全ての小学校が一旦廃止され、翌年一月一日から校名を改めた。さらに、明治四〇年（一九〇七）三月に小学校令改正により義務教育期間が六年に延長されると、現在の刈谷市域では、これを契機に大規模な学校統廃合が行われた。『刈谷市史』は、依佐美村で小学校の統廃合が困難な経過を辿ったことを紹介し、学校統合問題を小学校に対する住民の期待や関心が高まったことの表れと評価する。^②

明治三十九年から四〇年にかけて愛知県下で進められた大規模な町村合併は、深野一三知事が地方改良運動に対応する政策の中でも特に重視し、強力に進めたものである。^③地方改良運動とは、日露戦後に内務省・文部省等を中心に進められ、列強に対峙していくにふさわしい「国家のための共同体」に町村を再編する過程とされる。^④大石嘉一郎氏は、日露戦後の地方改良運動と市制町村制の改正により、「明治地方自治制は、はじめて行政村・部落レベルにまでその体制を定着させ」たとする。^⑤有泉貞夫氏は、日露戦後の町村では、義務教育延長による財政破綻の解決が最大の課題であったとし、町村合併は、役場・学校の統合による経費節減を意図していたとする。^⑥境野健児氏・清水修二氏は、地方改良運動以降、小学校を「一

村一校」とする政策に対し、合併前の旧村を単位とする合併反対の動きを明らかにし、学校を地域の共同財産とする意識に支えられていたと指摘する。^⑦

こうした研究成果をふまえ、本稿では、地方改良運動下で進められた町村合併と小学校の統廃合を、相互に関係する問題として捉え直し、地域がどのように対応したかを検討する。具体的には、明治四一年（一九〇八）に富士松第一尋常高等小学校（以下、「第一小学校」とする）に合併された富士松第四尋常小学校（以下、「第四小学校」とする）をめぐる、旧一ツ木村（以下、「一ツ木区」とする。）と富士松村・碧海郡・愛知県との交渉過程を、一ツ木地区に残された史料から跡づけることにしたい。^⑧

一 一ツ木尋常小学校の沿革

明治維新後、一ツ木村と築地村を学区として、明治六年（一八七三）に第四番小学一ツ木学校が創立された。^⑨その後、明治二〇年（一八八七）には、一ツ木・築地・小山の各村を区域とする尋常小学小山学校一ツ木分校となった。明治二十二年（一八八八）、町村制の施行にあたり、一ツ木村は西に隣接する築地村と合併し、一ツ木村が成立した。小山村は刈谷町の一部となったことから、明治二五年（一八九二）に一ツ木分校は一ツ木尋常小学校となった。^⑩

一ツ木尋常小学校は、明治二八年（一八九五）十一月に校舎を建築した。そして、生徒数の増加に伴い校舎の増築が必要となり、明治三九年（一九〇六）四月に県から認可を得た。¹¹

二 富士松村内の小学校統合案とその対応

明治三九年（一九〇六）五月の町村合併により、一ツ木尋常小学校は、富士松第四尋常小学校と名称を改めた。¹² 翌明治四〇年（一九〇七）二月二十八日付で、碧海郡長脇屋義純は、富士松村内の尋常小学校を二校とし、第一小学校を大字逢見字東古和井、第二尋常小学校を大字西境字前山に設置することを富士松村長に諮問した。¹³ 第四小学校は、旧一ツ木尋常小学校を増築する予定が一転して、統廃合の対象となったのである。富士松村では村会の意見として、尋常小学校は現状どおり四校（第一・大字逢見、第二・大字東境、第三・大字井ヶ谷、第四・大字一ツ木）のままとすることを求め、翌年一月十四日に答申した。¹⁴ 村内の小学校数をめぐって、碧海郡と富士松村で意見が対立したのである。郡長は、富士松村の答申を受け入れず、当初の諮問のとおり、村内の学校を二校とすることを決定した。この決定をうけて、富士松村では以下の意見書を提出し、富士松村の見解を上申した。

本村ハ是迄高等小学校一尋常小学校四有之候処、明治四〇年十二月二十八日之レヲ合併シ尋常小学校ヲ二校トナサントスルノ義御諮問ニ相成、本村会ハ時世ニ鑑ミ合併ヲ否トシ現状ヲ維持セントスル旨答申セリ。其後村長及村会議員ハ屢々登庁陳情仕リ、無論現状ノマ、据置カル、モノト確信セシニ、豈図ラ

ンヤ本月三日付告示号外ヲ以テ断然合併セラレ実ニ驚入候。強ヒテ之ヲ合併セシカ勢ヒ旧校舎ノ移転費敷地買上費等多額ノ費用ヲ要シ、殊ニ御指定ノ第一尋常小学校敷地ハ逢妻川沿ヒノ低地ニシテ地盤ノ築上費ノミニテモ数千円ヲ要シ、本村目下ノ経済上到底負担ニ堪工難ク、而シテ本年ヨリ義務教育延長ノ結果一家ニシテ二名乃至四名ノ就学児童ヲ有スルモノ少シトセズ。就中中産以下ノモノニテハ其困難甚シク尚且通学ノ不便ハ申迄モ無之、風雨ノ際幼少ナル児童ハ欠席スルノ止ムヲ得サルニ至ル。是等ノモノニ対シテハ経済ノ許ス限り可及的便宜ヲ与ヘサレバ、出席生徒数ヲ減シ教育普及ノ御主旨ニモ相反シ可申候。依テ本村ハ前陳ノ如ク（即チ尋常小学校四）ノ現状ヲ維持シ、教育普及ノ御主旨ニ副ハントス。何卒事情御洞察被成下度本会ノ意見提出上申候也。¹⁵

富士松村としては、統合先の第一小学校が低地にあり、多額の費用が必要になること、児童の通学に不便をきたし、結果として義務教育の普及を阻害する可能性があることを理由として、村内の尋常小学校を現状の四校のままにしておくことを再度求めた。しかし、富士松村からの意見書は採用されることなく、郡長の意向どおりに学校の統廃合は進められた。

明治四一年（一九〇八）に第四小学校が第一小学校に統合された際に在学していた児童の一人は次の様に回想している。¹⁶

統合されることに一ツ木村の大人の人達は反対したんです。富士松の人達が学校へ荷車などで、一ツ木学校（引用者注…第四小学校のこと）の机や腰掛けを運びに来ました。一ツ木村の大人の人達が全員学校へ出て、机や腰掛けを運ぶのをやめさせよ

うとしました。始めは口で言い争っていましたが、最後は殴り合いの争いとなりました。

合併の強行は、村内の対立を引き起こし、暴力沙汰に至ったのであった。このような騒動があったとはいえ、明治四二年(一九〇八)四月から一ツ木学校は第一小学校の仮校舎として、大正六年(一九一七)十二月末まで尋常科四年以下の児童が利用し続けた。⁽¹⁷⁾

明治四三年(一九一〇)には、第一小学校の敷地は再考され、碧海郡長から第一小学校の敷地を変更する諮問がなされた。⁽¹⁸⁾ もともと第一小学校の当初の敷地に難色を示していた富士松村では、校地変更の諮問を受け入れた。しかし、一ツ木区では、校地の変更により、将来仮校舎が移築されることを危惧し、反対意見があった。酒井宇右衛門富士松村長は、「一ツ木逢見ノ間ニハ逢妻川ノ大危険物ヲ隔テ居レバ、当然分教場ヲ置カル、事ナレバ其辺意ヲ安ンジテ然ルベシ」と話し、脇屋郡長も同意見であった。一ツ木区は今後も仮校舎は残るとい認識で、校地の変更に賛成したという。第一小学校の校地は、逢見字山ノ端前に指定され、翌年木造平屋建の校舎一棟が完成し、小学五・六年生を収容できるようになった。⁽²⁰⁾ 一ツ木区の五・六年生は第一小学校へ、四年生以下の児童は引き続き仮校舎にそれぞれ通学した。⁽²¹⁾

三分教場設置案の登場⁽²²⁾

塚本金三村長は、仮校舎の使用期限満了を控えて、大正六年(一九一七)二月に「仮校舎申請理由書」を県に提出する。ここでは、大正四年(一九一五)度に富士松第二尋常高等小学校を移築す

るために起債した村債を大正六年(一九一七)度に償還し、その後に通学道路を改修し、校舎を移築するという二つの段階からなっていた。この時点では、村債償還後に、道路改修と校舎移築に予算を充てることを構想していたと思われる。

しかし、九月になると、大正七年(一九一八)から仮校舎を「一ツ木分教場」として十年間継続して利用するという議案を村会に提出した(ただし書に、必要と認める場合には移築できることを明記した⁽²⁵⁾)。村会は満場一致で可決し、郡長に内申した。富士松村の内申は認可されなかったために、再度分教場設置を申請し、設置理由書で次のように述べた。

若い児童が逢妻川を渡って第一小学校に通学することは「最モ困難トスル処」で、堤防の決壊や道路の破損によって欠席せざるを得ないことがしばしばある。逢妻川に橋を架けることは「莫大ノ経費ヲ要シ早急実施ノ見込立チ難」い。現状では、通学がより安全で、距離も近い知立尋常高等小学校や小高原尋常小学校に「寄留就学」している実態があり、富士松村成立後には寄留就学を主張する者もいる。合併前と同様に同じ校舎、すなわち仮校舎で学ぶことが、教育上も村治上も望ましい。

通学が困難という事情と、同じ校舎で学びたいという区民の意向という二つの論理から、仮校舎を分教場とすることを求めたのである。なお、第一小学校に通学する五・六年生は、逢妻川に架かる西田橋・引船橋・逢妻川橋を利用して大きく迂回したため、通学距離は長くなった。⁽²⁶⁾

大正七年(一九一八)一月四日、塚本金三村長以下、村会議員・学務委員・一ツ木区及び築地区代表者の五名が石口亀一碧海郡長の

自宅を訪問し、分教場について尋ねた。郡長は「分教場ハ到底駄目ナレドモ、第三ヲ置クナラバ命令的ニデモヤツテヤル」と言ったという。

塚本村長以下五名は、一月二六日に愛知県庁に中野邦一理事官を訪問し、分教場設置を嘆願した。中野理事官は「分教場ハ第二ノ問題デ第一ニハ貴理由書：(中略)：ノ責任ヲ明ニセネバナラヌ」と塚本村長に迫った。中野理事官は塚本村長に、二月に校舎の移築を内容とする「仮校舎申請理由書」を提出しながら、その後分教場設置を求める内申をするという、一貫しない方針を問題視し、村長の責任を追及した。同席した富士松村の関係者は、この発言を、塚本村長に辞任を迫るものと受け止めた。しかし、県は後に石口郡長を紹介して「責任ヲ明ニセヨト云フ事ハ実行セヨト云フコトニシテ、村長ガ辞職スレバ分教場ノ認可ヲ得ルト云フコトニ非ラズ」と説明した。

石口郡長と碧海郡の角岡書記官は、塚本村長とともに三月一五日に仮校舎で、一ツ木区民に対して仮校舎廃止の説明を行った。説明の席上、区民の「熱烈ナル質問」をうけ、石口郡長は「逢妻川ガ危険ダト云フガ三塗ノ川ヨリモ安心デアラウ」などと発言した。この発言が区民の反発を買い、石口郡長と角岡書記官は別室に退避し、そのまま帰宅した。残された塚本村長は、区民から分教場問題をどうやって解決するのかを問われ、「分教場ハ極力ヤツテヤル」と回答、その言葉で安堵した区民は帰宅した。

四月五日に塚本村長は、学務委員とともに石口郡長を訪問した。石口郡長は、「学校問題ヲ早く実行セヨ。モシ実行セザレバ辞職ヲセヨ。ソレトモ辞職ヲセヌ様ナラ謹責セルガドウダ」と大声で塚本

を叱責したという。塚本は、約一時間ばかり沈黙したのち、第一小学校の増築ではどうかと尋ね、石口郡長は「大満足ナリ」と回答した。塚本村長は村会で議決された分教場の設置ではなく、増築案で分教場問題に対応しようしたのである。

四月一四日、塚本村長は、村会を招集し、仮校舎を第一小学校に移築し、校舎を増築する案を提出、村会もこれを可決した。かつて満場一致で可決した分教場の設置という方針を覆し、仮校舎を第一小学校に移築・増築することに転換したのであった。この時、一ツ木区選出の酒井正保、酒井長之助の両村会議員は塚本村長に対し、辞表を提出し、決議を強行すれば一ツ木区民の感情を害し、村政に悪影響を及ぼすと警告していた。しかし、塚本村長は議案の提出と採決を強行した。

二二日、一ツ木区民は塚本に増築案を決議した理由を質した。大声を発した者もいたため、逢見駐在所の小黒巡査らが仲介し、塚本村長の決心を確かめるとしてその場を収めた。塚本村長はそのまま二四日に辞職した。

四 富士松村と一ツ木区の対立

五月八日、酒井鉄之助が後任の村長に就任した。酒井村長は、加藤鍵次郎らに二一日に村会で学校問題に関し協議するため、一ツ木区から四、五名協議に加わること、多数傍聴に参加することの二点を促した。加藤鍵次郎は、この後、分教場の問題で奔走し、のちに一ツ木区長に就く。

酒井村長は、村会当日に議員から傍聴に異議申し立てがあると、

傍聴の禁止を通告、傍聴者を退席させた。一ツ木区は村会のこの対応から、議員には一人も一ツ木区に厚意を持つ者がいないと判断し、鈴村岩次郎県会議長に接触を図った。⁽²⁸⁾ 鈴村は県及び郡と一ツ木区の仲介に乗り出す。中野理事官は鈴村と帯同して訪れた加藤鍵次郎らに「仮校舎ノ申請ハ、村長ガ県ヲ馬鹿ニシタコトダカラ認可出来ヌガ、然シ実地ヲ見テ呉レトノ事ナラ、兎ニ角実地ヲ調査シテヤル」と述べ、前町長の対応を非難しながらも、現地調査に乗り出すことにした。さらに、一ツ木区は鈴村を介して、六月一五日に松井茂知事あてに嘆願書を提出した。嘆願書では、前村長の「失態」が明るみになり、繰り返し郡長に嘆願しても受け入れられず、しかも富士松村会が第一小学校への「併合ノ準備トシテ」増築を議決した現状を「教育上将来不利不少区民一同憂慮措ク能ハザル」と訴えた。⁽²⁹⁾ 現地調査に訪れた中野に対して、石口郡長が「道路ナラバ如何ナル改修ヲモ成シ得ルガ如ク」説明しているのに対して、一ツ木区からは道路の改修が「殆ド至難」である理由を説明し、分教場の設置を再度嘆願した。

七月三日、酒井村長、加藤兼三郎・加藤葛次郎の三名は鈴村と面談し、意見交換を行った。酒井村長は協議後、富士松村の西境・東境・井ヶ谷の議員と協議し、「協議ガ纏マル様ナラバ吾等ト協議ノ上分教場案ヲ提出セン」と約束した。七月一三日に酒井村長は加藤鍵次郎らを役場に集め、郡長が承諾すれば、一度村会も賛成した案件なので村会には諮らず、郡長に申請してもらい、郡長が承諾しなければ「余モ最後ノ決心」をすると述べた。二十三日には、酒井村長は分教場に必要な費用を一ツ木区が負担すれば議案を提出すると一ツ木区に提案した。一ツ木区は、分教場の費用として示された金額

の使途が、実際には分教場とは関係しない富士松第二尋常高等小学校の増築費に充当されることを知り、町長の提案を拒絶した。

八月六日、加藤鍵次郎ら一ツ木区の六名は石口郡長と学校問題を協議した。その際に、石口郡長は学校について、「村ガ出来テモ僕ガ進達セヌ、モシ県ガヤラウトスルナラ僕ノ頸ヲ切ツテカラヤルガヨイ」と断固拒否した。一方で、道路の建設については、「郡長ノ職権ニヨツテ強制予算ヲ起シテモヤツテヤル」と強い意欲を示した。酒井村長は一ツ木区と郡長の同意を得られず八月二十九日に辞職した。九月四日に鈴村が石口郡長に対し、「一ツ木ノ希望モ少シハ容レテ二三年黙認セラレタシ」と仮校舎を存続させるよう求めた。石口郡長は「暫ク考ヘル余地ヲ与ヘラレタシ」と応じた。

酒井村長の後任の選出は難航し、知立町の野村浜吉を有給村長として迎えた（一〇月一四日就任）。野村は、役場員一同と協議して、分教場問題について鈴村の仲裁を依頼することとし、「議員ニ於テ不承知ナラバ総辞職ヲナスベシ」と決めた。鈴村は県の堀田義次郎内務部長・渡辺豊日子理事官に談示し、「村会ガ分教場ヲ認めタナラバ何トカ考ヘテヤル」という県の意向を引き出した。そして、鈴村は三月三日に富士松村役場に出張した。しかし、一ツ木区の酒井鉄之助以外の村会議員が鈴村とは「面談ノ必要ナシ」として面会を拒絶した。鈴村の仲裁により、分教場設置は村会の判断に委ねられたかに見えたが、村会には既に分教場を設置するという気運はなかった。野村は鈴村に陳謝の上、当初の決意のとおり、村長辞職を申し出、三月五日の村会で辞任が承認された。事前に総辞職をしていたものの石川安次郎助役は実際には辞職せず、村会を招集し有給村長条例を廃止した。後任には名誉職村長として塚本市次郎が

選出された。⁽³⁰⁾

五 仮校舎閉鎖後の対応

大正八年（一九一九）三月二十九日、第一小学校の村井猪作校長は郡視学・教員とともに人夫十数名・荷車十数台を引き連れ、仮校舎から校具を搬出した。翌日は村長になった塚本市次郎も加わり、前日に引き続き校具を搬出した。一ツ木区の住民は、道路改修までは仮校舎を「黙許」するよう求めたが、聞き入れられなかった。四月六日に一ツ木区民は知事宛に嘆願書を提出し、四月からの教育に支障が生じていることを訴えた。机などは既に搬出されており、授業等の教育活動は行われていなかったと思われる。

四月二二日に、加藤鍵次郎らは村長を訪ね、村長の案を質した。村長は、郡長が一ツ木仮校舎の閉鎖を宣言した以上、村長の職権では「仕方がない」と述べ、「コレカラ降雨期ニハイルカラ一人カ二人間違デモアツテカラソソロ分教場ヲ持チ出シテハドウダ」と述べ、問題が起きてから郡長と交渉してはどうかと提案した。

そこで、加藤鍵次郎らが五月四日に、直接県の渡辺理事官に嘆願した。渡辺理事官は「今デハ大キナ学校デ設備モ完全ナ立派ナ先生ノ多イ処デ教育シテ貰ウノガヨイ」としながらも、分教場の設置は郡長と相談しておくと同答した。

村会議員の岡田市太郎・坂田幸吉は、加藤鍵次郎に対して、一ツ木区が通学道路をつくり、橋を架けるための費用を、村が仮校舎を売却して得た資金で補助するという提案をした。加藤は、現状の橋を区で維持するだけでも難しく、新たな橋の建設は財政上の負担が

大きいとして、拒絶した。

五月二一日、富士松村会は、岡田たちが述べたとおりに一ツ木校舎の売却案を議決した。一ツ木区は、県庁に行き、仮校舎が閉鎖となり、通学道路の見込みもない状況では、仮校舎に通学していた四年生までの児童を通学させられないと訴えた。県は、すぐに児童を出席させるように要求した。学校の用具が搬出され、校舎の売却も議決されたため、分教場の設置は争点ではなくなり、仮校舎に通っていた児童をいつから第一小学校に通学させるかが一ツ木区と県・郡の争点となった。

六月五日、一ツ木区は加藤鍵次郎を代表者として、「通学道路改修ノ義ニ付願」を郡長に提出し、「完全ナル道路ノ改修」を求めた。郡長は、これをうけて「通学道路ハ予テヨリ自分ノ希望ナレバ、大字ニテモ道路ヲ希望スルトナラバ、両肌脱イデモヤツテヤル」と言い、道路の建設に意欲を見せた。同時に、一ツ木区には児童を通学させるよう再度求めた。一ツ木区は、道路が完成しなければ「児童ノ出席寛束ナシ」と回答し、両者の議論は依然として平行線をたどった。

両者の対立は、最終的には郡会議員尾嶋健治の仲介により、郡長案を一ツ木区が承諾することで決着した。その後、大正九年（一九二〇）七月に第一小学校の校舎増築が行われ、従来の校舎不足が解消、一ツ木区の子ども達も全員が第一小学校に通学することになり、翌年度中には逢妻川に架かる通学のための橋⁽³¹⁾通学橋が開通したと思われる。

おわりに

大正九年（一九二〇）二月一日付で碧海郡長に宛てた覚書には次のようにある。

一、富士松村逢見学校ヨリ一ツ木字ノ児童ヲ分離シ別ニ一ツ木字ニ於テ一学校ノ創建ヲ希望仕候事

二、一ツ木字ニ創建スル学校ハ六学年マデトスル事ヲ希望仕候事

三、一ツ木字ニ学校ヲ創建スル費用ハ大字一ツ木単独ノ力ニテ負担仕り候ニ付村ノ損失ニナラサル事ヲ覚悟仕り居り候事³³

地区で学校を創建する費用を捻出するために、この覚書に先立って、小学校基本金蓄積規約を定めている³³。地区の全戸を五等級に分けて、等級に応じて貯金や初穂料を納めて、十年間で一万円を貯めることを目指した。正月や節句の贈答・香典及び返礼・入退営者への贈答や饗応などを廃止して儉約に努め、字ごとに集金し、一ツ木信用購買組合に預けるとした。

実際には、第一小学校から一ツ木地区に学校が分離されることはなかった。しかし、覚書や小学校基本金蓄積規約の存在は、一ツ木区の住民が、地区に学校を設置することを切望していたことを示している。『刈谷市史』が依佐美村の事例から指摘した、小学校に対する地域住民の期待や関心の大きさは、³⁴富士松村でも同様にみられたといえる。

以上のように、本稿では一ツ木学校を継承した第四小学校を第一小学校に統合すると発表された後の、当事者間の対応・交渉の経過を跡づけてきた。この過程では、県―郡―村―大字という階層の中

で、それぞれの小学校に対する思惑を内に含みつつ、交渉が推移した。結果として、「大きな」第一小学校に一ツ木区の子ども達が通うことになり、通学用道路と通学橋が整備された。県及び郡が「希望」した形で問題が処理されたといえる。本稿で明らかにした経過から、以下の三点を指摘しておきたい。

第一に、村と大字との関係である。当初富士松村会では全会一致で分教場の設置に賛成していた。しかし、時の経過や村長の意向もあって、一ツ木区と富士松村は、分教場に対する見解で相容れなくなり、一ツ木区が孤立していく様な状況が生じていった。富士松村では、この問題への対応をめぐり、村長が短期間で辞職を繰り返し、村政にも大きな影響を及ぼした。

第二に、県・郡と村・大字の関係である。県及び郡は一ツ木区が求める分教場の設置を認めなかった。一方で、小学校の統合に伴う校舎の移築・増築や通学道路の建設といった、県及び郡と同じ意向を持つ問題では、村や大字の意向をふまえて対応した。折衝を重ねるうちに、県・郡の意向は村の指導者にも影響を及ぼした。当初は、県・郡と村・大字という対抗関係が、県・郡・村と大字という対抗関係に変容していった。さらに、個別の局面では極めて威圧的ともいえる態度で対峙する県・郡・村の官吏の姿は、県―郡―村―大字の関係性を反映しているようにすら見える。

第三に、仲介者の存在である。一ツ木区は県会議長で有力政治家の鈴木岩次郎や郡会議員の尾嶋健治らを仲介者として、県・郡との交渉を行った。まさに、有泉氏が指摘しているように郡・県規模の有力政治家が調停に立ちまわる姿であった³⁵。鈴木村の仲介は、県・郡の態度を軟化させるなど一定の役割を果たした。一方で、富士松村

会は必ずしも鈴村に協調せず、村内に生じていた状況の変化に、鈴村は十分に対応しきれなかった。

この後、大正期から昭和戦時期にかけての具体的な村政の動向については、本稿で取り上げた学校統廃合以外の地域課題への対応や、政党政治が進展する状況などもあわせて、引き続き検討していきたい。

注

- (1) 『刈谷市史』第三卷 近代（刈谷市、一九九三年）、二六五頁。
- (2) 前掲『刈谷市史』第三卷、三九九～四〇一頁。
- (3) 中島茂「明治期愛知県の市町村再編について」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第一四号、二〇一三年）。「愛知県史」通史 編七 近代二（愛知県、二〇一七年）、三一～三四頁。
- (4) 宮地正人「日露戦後政治史の研究」（東京大学出版会、一九七三年）。
- (5) 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』（東京大学出版会、一九九〇年）、一七一頁。
- (6) 有泉貞夫「明治国家と民衆統合」（『岩波講座 日本歴史一七 近代四』岩波書店、一九七六年）、一三三～一三四頁。有泉氏は、実際に町村合併が実施されたのは、原敬内相の方針を支持する数県に偏るとする。なお、明治三五年から十年近くの間県知事を務めた深野は、政治的には立憲政友会に批判的な「三角同盟」の一翼を担い、山県有朋系の官僚閥に近い存在でありながら、政友会の原とも親しい関係にあったとされる（前掲『愛知県史』通史編七、六七〇頁）。原内相の地方制度政策については、飯塚一幸『日本近代の歴史三 日清・日露戦争と帝国日本』（吉川弘文館、二〇一六年）、一六四～一六六頁も参照。
- (7) 境野健児・清水修二『地域社会と学校統廃合』八朔社、一九九四年。
- (8) 本稿で依拠する史料は、刈谷市歴史博物館が所蔵する刈谷市教育委員会撮影マイクロフィルムを用いた。なお、史料の引用に際しては、原則として常用漢字に書き改め、句読点を適宜付した。
- (9) 一ツ木学校の創立については、『刈谷市史』第三卷は、国立公文書館所蔵の「愛知県史料」に依って、一月とする（一六〇頁）。一方、富士松南小学校創立八〇周年記念事業実行委員会編『富士松南小八十年の歩み』（一九八九年）は、五月二日としている（五頁）。創立月の確定及びごうした異同が生じた理由については今後の検討課題とし、さしあたっては、学制発布に際して創設された小学校であることを確認しておきたい。
- (10) 一ツ木歴史調査会『一ツ木のあゆみ』（同会、二〇一〇年）、一四二頁。
- (11) 明治三十九年四月九日付愛知県指令（一ツ木神明社所蔵文書二一五―一「一ツ木村関係綴」）所収。
- (12) 前掲『刈谷市史』第三卷、三九九頁。前掲『富士松南小八十年の歩み』、五頁。
- (13) 小学校令第九条第二項に、村立尋常小学校の校数及び位置は、郡長が村の意見を聞き定め、知事の認可を得ることとされている。
- (14) 「理由書」（一ツ木神明社所蔵文書二一五―一八「学校二関スル書類」所収）。なお、酒井博家文書二一七―二四「嘆願書（小学校存続二付）」は、本史料の草稿と想定される。
- (15) 「理由書」（前掲「学校二関スル書類」）所収。
- (16) 前掲『富士松南小八十年の歩み』、一九頁。

- (17) 「理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (18) 「理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (19) 酒井宇右衛門は、一ツ木村出身で副戸長、一ツ木村長を務め、碧海郡会議員、愛知県会議員を歴任し、初代富士松村長に就任している(前掲「一ツ木のあゆみ」、六五頁)。
- (20) 前掲『富士松南小八十年の歩み』二二三頁。なお、第一小学校の校舎の変遷については、泉田郷土研究会編『泉田の今昔』(同会、二〇二二年)、第五章二・三節に詳しい(二二七頁〜一四〇頁)。
- (21) 「分教場設置理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (22) 本節及び次節の内容は主に「理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)に依り、本史料からの引用にあたっての注記は省略した。
- (23) 塚本金三は逢見村出身で、逢見村書記・富士松村収入役などを歴任して、大正五年に富士松村村長に就任した(宇野太一編『郷土資料人物編【復刻版】』富士松の歴史と自然を学ぶ会、二〇〇七年、一一九頁)。
- (24) 日露戦後の町村債の多くは、学校建築関係費用及び衛生費という機関委任事務に充てられていた(中西啓太『町村「自治」と明治国家―地方行政の歴史的意義』(山川出版社、二〇一八年)第七章)。
- (25) 一ツ木地区文書二一六・四〇「(校舎使用期間満了二付)」。
- (26) 前掲『泉田の今昔』、一八五〜一八六頁。
- (27) 酒井鉄之助は、西境の出身で、境村・富士松村の書記を経て、学務委員及び西境区長、富士松村会議員を経て、村長に就任した(前掲『郷土資料人物編【復刻版】』一三三〜一三五頁)。
- (28) 鈴木岩次郎は愛知県選出の県会議員。郡部副議長を務め、県会議長に就任。大正四年(一九一五)に県政倶楽部を結成し、その後、同志会・憲政会に属した(前掲『愛知県史』通史編七、七二、七四頁。愛知県議会議務局編『愛知県議会議史』第四卷、昭和三七年、三〇七頁)。
- (29) 大正六年六月一五日付愛知県知事宛碧海郡富士松村大字一ツ木区民嘆願書(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (30) 『富士松村会議事録』大正八年三月五日。塚本市次郎は、逢見村出身、同村の書記・助役、富士松村会議員、碧海郡議員・参事会委員を歴任し、富士松村村長に就任した(前掲『郷土資料人物編【復刻版】』、一三〇頁)。
- (31) 前掲『泉田の今昔』、一八六頁。橋梁の工事費は三割を郡・七割を村が、道路の工事費は郡と県で五割ずつ、負担した。道路では村会議決当初は郡の二割負担だったものが増額されている(『道路工事費調査』(酒井博家文書二・七・二五「学校ニ関スル重要書」所収)。
- (32) 大正九年二月一日付碧海郡長豊田幾次郎宛加藤鍵次郎ほか九名「覚書」(前掲「学校ニ関スル重要書」所収)。
- (33) 「小学校基本金蓄積規約」(前掲「学校ニ関スル重要書」所収)。
- (34) 前掲『刈谷市史』第三卷、四〇〇〜四〇一頁。
- (35) 前掲有泉「明治国家と民衆統合」、二五四頁。